

Vol. 6 No. 39 2011年12月

### ● 「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準」の告示

環境省から「水質環境基準健康項目」変更の告示がありました。

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準」は公共用水域 27 項目と地下水 28 項目が定められています。その中でカドミウムの環境基準の見直しが行われ、基準値が強化されました。

施行日は平成 23 年 10 月 27 日です。

#### ◆カドミウムの環境基準

項目名	新基準値	旧基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	0.01mg/L 以下

### ● 「水質汚濁防止法施行規則等の一部改正する省令」の公布

「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」が環境省から公布されました。

#### (1) 1,1-ジクロロエチレン

1,1-ジクロロエチレンの「排水基準」と「地下水の浄化措置命令に関する浄化基準」がそれぞれ改正されました。

#### ◆1,1-ジクロロエチレンの改正内容

	新基準値	旧基準値
排水基準	1.0mg/L 以下	0.2mg/L 以下
地下水の浄化基準	0.1mg/L 以下	0.02mg/L 以下

1,1-ジクロロエチレンはこの改正により基準が緩和されます。

施行日は平成 23 年 11 月 1 日です。

#### (2) 亜鉛

亜鉛の「暫定排水基準」適用期限が 3 業種について平成 28 年 12 月 10 日まで延長されます。

施行日は平成 23 年 12 月 11 日です。

#### ◆亜鉛に係る排水基準

業種	適用期間	許容限度
金属鉱業	H28.12.10 まで延長	暫定排水 基準 5 (mg/L)
電気めっき業		
下水道業		
無機顔料製造業	H23.12.11 から適用	一律排水 基準 2 (mg/L)
無機化学工業製品製造業		
表面処理鋼材製造業		
非鉄金属第一次製錬製造業		
非鉄金属第二次製錬製造業		
建設用建築用金属製品製造業		
溶融めっき業		

WHO 飲料水水質ガイドライン等において、1,1-ジクロロエチレンの毒性評価値が変更されたことにより基準値の見直しが行われ、省令が改正されました。

亜鉛の排水基準は平成 18 年 12 月 11 日に 5mg/L から 2mg/L に強化されてきました。これに対応することが困難な 10 業種は 5 年間の期限付で暫定排水基準が設定されています。暫定排水基準の適用期限が平成 23 年 12 月 10 日までの為、3 業種の異なる期限延長を定めています。

水環境部 伊吹 円

#### ～編集後記～

最近めっきり寒くなってきました。もう炬燵から出られない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

ところで、炬燵の中へファンヒーターの温風を送るダクトのことをご存知でしょうか。

以前東北に住んでいたときに使用していたのですが、電気をつけず、炬燵を暖かくしてしまおうという品物です。

これが非常に暖かくてしかも節電になります。お試しになってみてはいかがでしょうか。

#### 業務内容

- ◆ 調査・分析・測定部門 (水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント)
- ◆ プラント・工事・メンテナンス部門 (排水・用水処理の設計及び施行・各種メンテ)
- ◆ 水処理薬品部門 (おトイレ・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他)
- ◆ 環境保全機器部門 (滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他)

